

令和 7 年
3 月 舟橋村議会定例会会議録（第 2 号）

令和 7 年 3 月 1 0 日（月曜日）

議 事 日 程

令和 7 年 3 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 開議

日程第 1 村政一般に対する質問並びに議案第 1 号から議案第 1 6 号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

日程第 2 陳情について
（常任委員会付託）

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 村政一般に対する質問並びに議案第 1 号から議案第 1 6 号まで
（一般質問・質疑）

残余の日程の延期

出席議員（7 名）

1 番	小 杉 知 弘
2 番	古 川 元 規
3 番	加 藤 智恵子
4 番	田 村 馨
5 番	森 弘 秋
6 番	竹 島 貴 行
7 番	前 原 英 石

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	渡 辺	光
教 育	長	土 田	聡

総務課長	山崎貴史
生活環境課長	田中勝
会計管理者	林輝
代表監査委員	川崎正夫

職務のため出席した事務局職員

事務局長	松本良樹
------	------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達していますので、令和 7 年 3 月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第 1 号から議案第 16 号まで

○議長（古川元規） 日程第 1 議案第 1 号 令和 7 年度舟橋村一般会計予算から議案第 16 号 学習者用等端末の取得についてまで 16 件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（古川元規） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

森 弘秋議員。

○5 番（森 弘秋） まずは能登半島地震並びに豪雨災害に遭われた地方の皆さん方のお見舞いを申し上げ、かつ、復興元年に当たり、いち早く立ち直られることを祈ります。

私からは、通告してある地区要望について。

その前に、4 月から役場は 3 課体制が始まります。より村民のための細やかな行政運営が実現すると期待しております。

さて、地区要望はどんな根拠でなされているのか。指針とといいますか、指針ではない指針によりますと、地区要望とは、個人や地区では解決できない物事について、地区として要望を役場に提出していただくものですとあります。

次に、理解できないのは、役場では、随時現場を確認し、地元や関係機関との打合せや調整を行い、進めてまいります。要望内容によってはお応えできないものもあります。とありますが、このできないという基準が分からない、明確でない、理解できない。さらに、事前協議をしているにもかかわらず、対応が迅速でない。

できないならば理由を述べ、この要望はできないという返答がない。あるいは、要望にそぐわないから対応できない。したがって、取り下げていただきたい。

なぜ返答できない。いつまでも引っ張っているから、要望事項だけが延々と増えていきます。6年度現在では50件に上ります。私に言わせれば、50件も抱えて、それでも村民に寄り添った行政と言えますか。

7年度の要求は、上回って52項目。しかし、地区によっては、取り下げた要求項目、あるいは新規に要望に取り上げた箇所。項目によっては、すぐに実現できる項目、例えば街灯の設置、防犯カメラ設置等々は即対応できる。村民が安全・安心で住んでもらうために。

我が地区では、街灯1基つけるのに1年弱かかりました。何をやっているんですか。もう少しスピード感を持って対応をお願いしたいと思います。

こんな意見もありました。半年間一切何もせず、無責任で、村民を何だと思っているのか。痛恨の極みであると。全く同感です。情けないですね。こんなことでは職務執行能力が問われますよ。

これは結ネットのことで、話があったそうですが、ただこの結ネットにつきましては先日講習会が行われたと聞き及んでおります。中身は聞いておりませんが。

対応に若干の時間がかかるが、実現できる項目もあります。それはそれなりに、臨機応変に対応すればよいではないですか。

地区要望に対応できないならば、行政が自ら地区内を回り、要望内容を目視し、自らが安全・安心のために、必要箇所を实践すればよいではないですか。村長、いかがですか。

村長も3年目ですよ。先般、村長の提案理由で、3年目に入りましたと述べております。机上の仕事はもちろん大事。時には地区を巡回し、村民に声かけし、苦情を聞くなり、村民に寄り添った村政です。俗に言う、かゆいところに手が届く行政です。

こどもまんなかも大事です。次世代のために種をまくことは、もちろん大事です。否定はしません。しかし、村長ですから、村民全部が大事。いまだに村長は子どもオンリー。大人はどうなっているのとの批判もありますよ。村長の顔を見たこともない人がいるのでは。村民の声に耳を傾けましょう。

先般の新聞の報道で、こどもまんなか社会の意味。子どもや子どもが欲しい若い人、子育て中の夫婦のことを第一に考える社会とかみ砕いて、こういう社会であると富山県が掲げて述べております。

舟橋村の子育て共助はもちろん大切です。しかし、安全・安心であってこそ子育てが

できると考えますが、いかがでしょうか。

視点は違いますが、人口減では地方創生が成り立たない。先日の議員研修で、富山県の人口減が問われておりました。将来の人口動態、こんなふうになります。人口は減っていくということを言っておりました。しかし、人口が減っていくけども、その後どうするのか全く対応がない。どう対応するのか施策がない。この状態を見て、どのように人口増の意識を改革していくのか全く言われていない。どのようにして人口増を図るのか。どんな施策を図るのか。舟橋村も近い将来は人口減に転じますと報道されております。

ところで、先ほども触れましたが、我が地区で、1年越しで要望事項が実現できました。僅か数十万円の街灯をつけただけです。確かに、税金を使いますから、慎重に審査が大事です。

それが、事前協議とは違った物が取り付けられました。役場では、随時現場を確認し地元や関係機関との打合せをして整備を進めてまいりますと述べておられたんですが、何か行政の一方的な解釈で行われているというふうに思います。

そこで言いたいのは、要望に基づき実施します。ついては、このような物を取り付けたいと設計の段階で相談など、要望元に意見を聞かないのですか。

最近一番気になったのは、我が舟橋地区で用水路脇に安全のためのフェンスを取り付けました。すると、付近の住民から、排雪、雪が捨てられなくなった。対応をお願いしたいとの要望です。もっともだと思いますけども、用水に大量の雪を捨てるのはいかなもんかという気もしますが、それは別にしましてですね。

これにしましても、現場を確認して、地元や関係機関との打合せ、調整を行い進めてまいりますと言っているんですから、やっておればこんなことは起きない。無駄ではないんですけどね。事前にきちんと協議してやっておれば、こんな文句も出てこないと思います。

さて、もう一つ別視点から。

誰もが合理的に判断し、必要がないものであれば取り下げてください。自然の原則でしょう。彼が、彼女が怒っているから要望しておくではないということです。

もう一個理解できんのは、地区要望を提出される前に、要望事項が地元民の総意であることを必ずご確認ください。確かに総意であれば、それに越したことはない。しかし、総意が要らないものもあります。こういった場合は、行政サイドが、こんな要望が

出ていますよということで地元民に説明し、そして共同で解決するのが本筋ではないですか。誰かが反対しているから、怒っているから駄目ですではないでしょう。村民の利益のためなら、それを説得し、理解してもらうのが筋です。役場職員は全体の奉仕者です。

最後に、もう2つ。

1つ目は、答えで、行政区域外の要望については、所管機関にその旨要望しますとありますが、所管機関に要望後、ただ羅列的に要望しただけでは駄目ですね。やっぱり2度、3度、4度、5度、6度、足を運んでいかなきゃならない。

私は、県並びに土木事務所に相当足を運んでおります。たまたま自民党の政務調査会長もしております。そういった肩書もありますんですが、しかし一人では行けないので、時には応援もいただいております。

そこで確認されたのは、舟橋の要望でナンバー5ですかね、前進がありました。4年越しの要望事項です。八幡川のしゅんせつについても、前進が見られそうです。

いつも言っておりますが、要望しないものは、まず進展がない。逆査定というものもありますが、そんなものはあるわけないです。まず、まれです。多少しつこいくらいに説明しないと、前進はない。関係機関に要望している項目の最終的な着地点、終息はどうなんですか。先ほども言いましたように、要望して終わりではないんです。

2つ目は、先ほども紹介しましたが、現地を確認して県に要望します。何々を検討します、検討したい。何々を再考する。その他の方法で検討したい。優先度の高い箇所から実施する。委託先を検討する。何々を検討中のようなものは、ほとんど役場の返答を見ますと、こういう答えですね。これでは全く前へ進んでいない。

地区の住民は、地区の生活向上のために、安全・安心のために切望しておるんです。練りに練って要望しておるんです。考えて、考えて要望しておるんですが、何ら前に進まない。何のために要望しておるんですかね。少しでも快適な生活を送るために、村民の幸福度の向上のために要望しているんです。

再度、言葉を借ります。「半年間一切何もせず、無責任で、村民を何だと思っているのか。痛恨の極みである」と。これ、どの答えでも言えるんです。別に理由によってばかりではない。

冒頭にも言いましたけども、来年度から3課体制が成ります。よりきめ細かな行政が進められるのではと期待しております。そのために3課体制にするんですから。

そして、村民の幸福度の向上のために、地区要望の指針が分かりませんが、もうちょっとかみ砕いて、やりやすいように見直し、整備をいかにスムーズに進めるかであります。

終わります。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 5 番森議員の地区要望についての質問にお答えをさせていただきます。

いただきました質問は大変多くございましたので、一旦地区要望の現状を申し上げ、その後もろもろとご返答を申し上げます。

例年舟橋村では、地域の皆様の生活の向上に必要となる事項について、計 12 の自治会から地区としての要望を提出いただく機会を設けております。今年は、先月 12 日に舟橋村役場で開催した令和 7 年自治会長会議において、各地区の自治会長の皆様から合計 52 項目の地区要望を報告いただいたところです。

要望の内容の内訳としては、道路や橋梁の補修、拡幅に関するものが 13 件、水路、側溝の改修やグレーチングの設置に関するものが 10 件、外灯や防犯カメラ、カーブミラーの設置に関するものが 8 件となっており、日常生活における安全・安心の確保に関するものが半数を占めております。

以上を踏まえ答弁となりますが、まずは、できない基準が分からないということでありましたが、明確にできないという事案は、富山県や民間事業者様が所管・管轄の土地や物件に対しての要望は、当局の任意では対応できません。

なお、今年の要望の中には該当の物は 52 件のうち 16 件ございました。このような案件のほとんどは対応が継続要望という返答になります。

今後は、議員ご指摘のとおり、そもそも村としての対応が図れないものについては、要望として所管の機関に対して要望を行うことを基本とし、それ以外を要望として受け付けないことや、もしくは取下げをしてもらうことで対応を図りたいと思います。

そして、ご指摘のスピード感については、述べられたとおり痛感いたしておりますので、今後は善処したいと考えております。プライオリティーの高いと判断した案件から順次対応を進めていくことといたしますので、その旨ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、要望の対応に対しての打合せや調整の実施についても、今後可能なものに限り、自治会長様のご了承をもってして対応を実施となるように、スキームの変更を図

りたいと考えております。

最後に、要望の総意というくだりに関してになりますが、これは一部の方の声を要望に上げるなということでは決してなく、自治会としての要望とするのであれば、自治会内でコンセンサスを図った上で上げていただきたいという旨であります。自治会の総会でただただ出てきた要望をそのまま要望書に書き連ねるのではなく、自治会としてできることややるべきことを精査し、自治会の要望として上げていただきたいということを総意として記載しております。

所管外への要望についてですが、関係機関に対しての要望は当然いたしますが、要望を行うこととその着地点を定めることは別次元の話になると考えております。予算の執行も当方の任意で行えるわけでもなく、要望は要望として行うほかはありません。

先般もありましたが、警察署再編においては、舟橋村としては、立山町、上市町と足並みをそろえ、上市町への署の設置を県に要望してまいりましたが、結論としては滑川市となったように、要望は要望でしかありません。着地点は、こちらの任意ではないということは深くご理解をいただきたいと願います。

以上申し上げました内容に対しましてご理解賜りますことをお願い申し上げ、答弁させていただきます。

○議長（古川元規） 森 弘秋議員。

○5番（森 弘秋） 答弁にありましたように、富山弁で言えば、「何せ、対応遅い」。対応を早くしていただきたい。ありましたように、スピード感を持ってやってもらいたいと。

もう一つ、私、指針、指針でない指針か、何か分かりませんが、あれは問題化されるんですか。これについて答弁願いたいと思います。

村長も先ほど言ったように3年目ですから、こういった要望事項をどういうふうにして遂行していくかと。先ほど言いましたように、できるもの、できないものも言いました。できるものについては、年度内執行もありますし、翌年の執行もあります。したがって、きちんと、これとこれとこれとこれについては、こうしたいという整備計画といいますか、全部成るわけじゃないですから。ましてや、所管外は無理ですからね。整備計画をつくってやってもらいたいと。

私、今年の予算も見えておったんです。地区要望についての直接的な予算ちゃんかったような気がしますので。一般的に分かりませんが、もしかしてこういう整備計画をつく

れば、よし、来年はこれとこれとこれをやろうとなれば、概算として丸い数字で1,000万とか2,000万とか予算を組んで、あるいは予備費でも結構ですが、そこから、それこそ必要なものから、優先度の高いものから実施していく。

そのときには、整備計画がないと駄目ですね。それで、予算がないとまた困るから、枠を取っておく。地区要望に対する整備計画に基づく予算というものを、ウン百万か1,000万か2,000万か分かりませんが、取っておくということが大事でなかろうかというふうに思います。

そして、一般的には、行政サイドでは6月になりますと、6月か7月ですかね、こういった要望については、予算の範囲内で執行する箇所づけを行うんです、箇所づけ。よし、これをやって、こことここでやろうという箇所を決めるんですね。そして、執行していくというふうにやっていただきたい。これはこれからの願望です。お願いです。

先ほど言いましたように、指針といったもの、もう少し整備がならんもんですか。これについては答弁願いたいと。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 今ほどいただきましたご質問、指針について。

指針というか、森議員も多分ご理解いただいておりますと思うんですが、あの内容に関しては、改正は必要なのかなと思います。もう少し明文化をいたしまして、各自治会の皆様が判断ができるような文言にしたほうがいいのではないかとこのように思います。

あの指針のような指針の文言が具体ではなく大変不明瞭であるがゆえに、こういった要望が、出しているのか駄目なのかというその判断ができないがゆえに、こういった状況につながっている部分も少なからずあると思いますので、新しい年度に向けて、これを指針としてちゃんと整備するのか。現状のように、この指針のような指針という慣例慣習的なルールとして継続するのも踏まえて、当局のほうで一旦改変を前提とした精査をさせていただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 田村 馨議員。

○4番（田村 馨） おはようございます。4番田村馨でございます。

通告に従いまして、質問に入らせていただきますが、ちょっと今日、喉の調子が悪くて聞きづらい点があるかと思いますが、ご了承願います。

さて、私からは、昨年再発したパワハラ的事案についての対応について質問してい

ます。通告書にも記載しましたが、通告した５つの事項について、それぞれ抽象的ではなく、明確な答弁でお願いいたします。

令和２年に発覚したパワハラ的事案が僅か２年で再発しました。当時は、皆さん記憶にも新しいと思いますが、村長が失職し、議会も解散するなどの混乱があり、第三者委員会が設置され、綿密な調査を行い、議会やマスコミにも詳細な調査報告書が公表されるなど、二度と起こしちゃならないという意志が強く伝わってきました。

しかし、昨年８月に再度パワハラ的事案が発生し、特定の職員が精神的な苦痛を受けるなど、良好な職場環境をつくることができていなかったことが判明しました。

２年前あれだけ世間を騒がせ、村民に多大なご心配、ご迷惑をおかけしたにもかかわらず、またしても問題が起こってしまったことは大変残念なことであり、遺憾というほかありません。

今回被害に遭われた職員の方には、今後安心して仕事ができるよう、組織を挙げてサポートするのはもちろんですが、今後二度と同じことが起きないように、組織を挙げて再発防止の取組を行うことが大切ではないでしょうか。

そこで、今回の質問では、今後どのようにしてハラスメントをなくしていくのか明言していただき、安心して働ける職場づくりについての考え、これをお聞きしたいと思います。

まず、第１点目ではありますが、今ほども申し上げたとおり、今回被害に遭われた職員の方については、パワハラを行った職員に対する懲戒処分の理由の中で、特定の職員に対し不適切な発言を行い、当該職員に精神的な苦痛を与えとあり、心身の健康が脅かされるような事態になっていないか心配いたしております。

精神的な苦痛は、仕事を続ける上でも絶対に取り除くことが大切であり、被害者の方が今後安心して仕事が行えるよう、組織を挙げての配慮が必要であると考えますが、今回の事案を受けて、役場ではどのような対応を行ってきたのでしょうか。

このことがしっかりできていないと、他の職員も安心して仕事を行うことができないと思われますので、村としての対応についてお答えいただきたいと思います。

次に、２点目であります。

今回パワハラを行った職員に戒告という懲戒処分を下した後、再発防止に向けた対応はどのように行われたのか。また、組織として二度とこのような問題を起こさないために、どのような取組が行われたのかをお伺いします。

これまでも研修の実施や職員が安心して相談できる窓口を設置したという報告は受けておりますが、これが機能しなかったために今回のようなことが起こってしまったのではないのでしょうか。職員が安心して相談を行うことができ、また被害が大きくなる前に関係者への相談があれば、聞き取りなどで状況を早く確認し、それなりの対応ができていたのではないかと思います。

これまでにやってきた再発防止に向けた取組として、村ではどのようなことを行ってきたのか。実態調査などを実施してきたのであれば、その結果はどうであり、迅速な対応ができていたのかなど、今後の議会などの場で明確に分かる資料を提示してご説明をお願いしたいと思います。

次に、3点目でございます。

今回のパワハラ事案における調査内容及び調査方法等の詳細の公表について伺います。

2年前に問題が発生した際は、役場と利害関係のない第三者委員会を設置し、全職員及び退職した職員にもできる範囲で聞き取りを行い、その結果を議会及びマスコミに公表されましたが、村長は今回、早々に第三者委員会の設置をしないことを表明、また詳細な報告書の提出もなく、議会への説明も、プライバシー保護を盾に十分な説明が行われておりませんし、調査主体がどこだったのかも不明確なままであります。

村の隠蔽体質とも思える対応。村の中ではいろいろな臆測や今後を不安視する声が出ており、私の元にもいろんな声が届けられております。その中には、村民の方以外にも職員と思われる方からの内部通報と思われるものもあり、その声は日を追うごとに大きくなっていると感じております。

そうした通報には、これ、真実かどうか分からない部分は当然ありますが、しかし議会としては、村が説明した内容と、そうした声に矛盾がないか。これを確認し、職員の皆さんが安心して仕事ができる環境づくりができていないかを把握しなければなりません。

ですから、村当局には、前回の第三者委員会の調査報告書に指摘する資料を作成していただき、議会への説明及び公表、これを求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、第4番目の点でございます。

渡辺村長の就任から、これまでに職員に対し、パワハラに関するアンケート調査を実施しているというご説明を委員会などで受けております。このアンケートの調査結果についてはもとより、アンケートの内容についても公表できないという答弁をされており

ます。

これはなぜでしょうか。個人を特定できない形での公表や説明ができない理由、これは何なのでしょう。

議会としては、過去のパワハラ事案を受けて、村の職場環境の改善がどの程度図られたのか、パワハラやそれに近い行為で悩んでいる職員はいないのかなどをしっかりと把握し、改善がされていない場合は、その対策について提言を行うなどの対応をしなければなりません。

しかし、アンケートの設問ですら秘密にされては、村の実態を把握することができません。逆に、公表できないようなことが書いてあるから公表できないのではないかと。こんな疑念すら持たれてしまう、そんな現状でございます。

これまでに実施されたアンケート結果について、再度議会への報告と説明を求めます。過去に4回、5回目のアンケートが行われた、直近でね。そして、ついこの間集計されているのではないかと思います。

そして、最後になりますが、昨年末の読売新聞による報道の件についてお伺いいたします。

昨年12月21日付の読売新聞の朝刊です。「舟橋村長、職員呼出し パワハラか？ 無記名アンケートの回答をめぐり」という見出しで大きく記事が掲載されました。

この記事を読みますと、無記名のアンケートにもかかわらず、その内容について呼び出して問い詰めることはパワハラになるかどうか微妙であるが、論理的に問題がある可能性があるという指摘が専門家にもなされている。そういった記事もありました。「戦々恐々」という言葉も、ともすれば脅しのように取られる可能性があるという述べておられます。

組織のトップである村長から、無記名であるはずのアンケートから呼出しを受け、個人を特定されるとなると、普通の職員なら、次回から本音を回答することをちゅうちょするのではないのでしょうか。これは、ともすれば、言論弾圧と言われても仕方のない行為。職員が受けた精神的ストレスは計り知れないと思います。

こういったことが役場で常態化しているのであれば、先ほど申し上げたパワハラに関する職員アンケート、これも本当のことを答えることができているのか、非常に疑念を感じます。

また、この報道を受けて、昨年12月25日に村長からお話ししたいことがありますので、全議員に招集がありました。そして、その場で議員に対して説明会が行われま

したが、その中で、村長からは、自分は悪くないと。この組織は駄目だと。もうどうにもなりません。自分は頑張ったが、手に負えない。さじを投げるような発言をされ、さらに数名の職員の実名を挙げられました。

パワハラ事案では、プライバシーを盾に細かい説明を拒んできた村長であります、住民の代表である議員の前で、特定の職員の実名を挙げられて、どうにもならないと言われるのであれば、組織のトップとして今後やっていくことは難しいのではないのでしょうか。発言の意図は、今後も村長としてやっていく意思があるのかも含めて、答弁をお願いします。

さて、渡辺村長には、これまでの質問について明確な答弁をお願いするとともに、村民の皆様にご心配をおかけすることのないよう、そして職員の皆さんが安心して仕事ができる環境づくりに努めていただきたい、そう思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（古川元規） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） 4番田村議員の、パワーハラスメントの事案についての質問にお答えいたします。

私のほうからは、1つ目から4つ目の、被害者に対するケアから役場で実施したアンケートに関する質問についてお答えさせていただきます。

舟橋村では、ハラスメント事案が発生した場合、舟橋村職員ハラスメント防止対策委員会設置要綱に基づき対応しております。

被害者に対するケアとしては、被害者と行為者の間の関係改善に向けての援助、被害者と行為者を引き離すための配置転換、管理監督者やハラスメント相談窓口の相談員等による被害者のメンタル不調への相談対応を実施しております。

次に、再発防止に向けての取組についてお答えいたします。

これまで舟橋村では、職員に対して、舟橋村職員のハラスメントの防止に関する方針の周知を徹底するとともに、相談や苦情に対応するためのハラスメント相談窓口を設置するほか、ハラスメントに関するアンケート調査や研修を実施してまいりました。

引き続き、これらの取組の継続により、職員が安心して働くことができる職場環境を構築し、パワーハラスメントの防止に努めてまいります。

次に、アンケート調査の内容及び方法についてお答えいたします。

まず、内容としては、相談者及び行為者の双方から事実関係を確認するとともに、相

談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止め方を確認するほか、客観的な事実関係を正確に確認するため、第三者からも事実関係を調査しております。

調査方法としては、ハラスメント相談窓口の相談員によるヒアリング調査を実施しております。

最後に、パワーハラスメントに関するアンケートについてお答えいたします。

舟橋村では、職員に対して、パワーハラスメントに関するアンケートを定期的に実施し、職場環境の実態把握に努めてまいりました。

アンケート結果は、回答者や関係者のプライバシーに属する情報であり、徹底した情報管理が求められること、回答者等のプライバシー保護の観点から、国の指針や村の要綱に従って公表は差し控えさせていただきますが、村としては、引き続きパワーハラスメントの防止に向けた取組の一環として、アンケート調査を実施してまいりたいと考えております。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

〔「議長、１点確認になりますので、この席でよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） はい。

○総務課長（山崎貴史） 一般質問通告書によりますと、５番項の質問は、田村議員が、パワハラであるという前提で質問をされているという理解でよいのか、確認をお願いいたします。

○議長（古川元規） 田村 馨議員。

○４番（田村 馨） そっちへ行けばいい。

○議長（古川元規） どうぞ。

○４番（田村 馨） そっちへ行けば。

○議長（古川元規） はい。

○４番（田村 馨） これ、答弁という形になるんですかね。

私は、そう思っております。

以上です。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 今ほどの４番田村議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、５番項の内容がパワハラであったか否かという判断につきましては、今の時点においては正式になされていません。ですので、この場においてそのようなご発言をさ

れたということは大変遺憾でありますし、私としては毅然とした対応を、そうする思いでありますので、冒頭にその旨をお伝えした上で回答させていただきます。

なお、この件につきましては、謝罪は求めませんが、現時点においてパワハラであるという認定がなされていない以上、正式に改正を行い、広く周知いただくことをご要望申し上げます。

そして、12月25日に議員の皆様にお話をさせていただきましたあの機会につきましても、私は当局と議会との不文律であるというふうに考えておりますが、その件に関しましてもご発言がなされたようなので、その点に関しましても大変残念に思います。

「不文律」という言葉、私、大変重要な言葉だと思っておりますので、それがなくなったというふうに私は受け止めさせていただきたいと思っておりますので、今後はどうぞよろしく願いいたします。

そして、第三者委員会を設立しなかった理由という点に関しましては、山崎課長の答弁では不足を感じましたので、冒頭に説明させていただきますが、令和2年に発生いたしました状況は、職員の3分の1が加害者であり被害者であるという大変複雑な状況であった、大変重大な状況であったというところから、恐らく第三者委員会がつくられたというふうに私は認識しておりますが、今回の昨年8月に発生した事案に関しましては、個別職員が特定できていたため、第三者委員会を設置してまで調査する必要がないという判断をしたため、今回は個別職員の聞き取り、そして周囲への聞き取り及びハラスメント委員会での査定を行ったというところでございます。

それでは、本事案について、私としては、いたずらにつまびらかにすることではないというふうに考えておりましたので、非公式・非公開の場でご説明を申し上げたということは先ほども申し上げたとおりですが、議会の場でご質問をいただいた以上は、私としてもお答えをさせていただきます。

まずは、議員ご指摘の表現にあるように、特定をすることを目的としてはおりません。その旨は説明をいたしました。ですので、特定するためにという表現を使われていることにも強い疑問を感じます。

そもそもの目的が異なるため、その正当性について、この場でご返答申し上げたところで、深いご理解もいただけないと思いますが、あえて説明を申し上げるならば、まずはアンケートの内容が極めて稚拙であったということが挙げられます。職員が取り組む事業に対して、反対のための反対であったり、その方の持論を述べるにとどまっていた

ため、その真偽を確認するために、全職員に対して私は呼出しをいたしました。

本来仲間が新たな取組を進める際には、反対を仮にするならば、対案を示すなり、良案を出すなりすることが、私は組織としては当然であると考えます。これは議会においても同様であろうかと思います。

そして、さらに申し上げるならば、役場内の一取組において、数名の反対であれば、本来無視して行うこともできましたが、反対の意見も尊重されるべきであって当然かと考えます。これは民主主義における本来の全会一致という精神とも合致すると思いますし、先ほど田村議員は「言論弾圧」という言葉をお使いになったかと思いますが、そもそも言論弾圧は、匿名ではないものが当然だと思います。誰が何を言ったかを明確にした上で弾圧がされるのであれば、私はそうなのかなと思いますが、匿名で誰が何を言ったかも分からないものに対して弾圧をしたところで、それが言論弾圧に当てはまるとはなかなか考えにくいと思います。

その全会一致という民主主義の精神において、反対意見の聴取、そしてこの程度の事案において行うことは、私としては問題ないものと考えております。

先ほど申し上げたとおり、私としては、本アンケートは匿名であったため、どの職員がどの回答を行ったかというのは判断がついておりません。そのため、私は全職員に向けて、反対意見を書かれた方に対しては、私の村長室までお越しくださいという旨の案内を流したということは、昨年１２月２５日も皆様方にお話をしたとおりでございます。

さらに言うならば、匿名であれば、私としては当初、誰も来ないだろうなと思っていたというふうにもお伝えしましたが、さすがというか、私としては驚きましたが、役場の職員さん、皆さん正直者なんだと思いますが、しっかりと来ていただきました。そのおかげで意見の聴取を行えたと思います。

そして、もう一点質問にもございましたが、令和７年度、４月より人事評価制度を正しくするという旨を全員協議会で説明させていただきましたが、先般佐賀県の県庁でもありましたが、分限免職であったり、私としては、降任、そういったことを行うことは必要だというふうに考えております。

なぜならば、役職に就いている方がその役職の責務を果たさない組織ほど不健全な組織はないと思います。ですので、私は来年度からその人事評価制度を行使しまして、駄目だと思った組織をさらに立て直すべくこれからも進めていく、そういう思いであります。

す。

以上を踏まえてにはなりますが、当該記事について流布された方が何に対しての不満なのか。よもやその方ご自身が反対意見であったマイノリティーに対しての不満なのか。意見を深く聴取されたことが不満だったのか。私としては見当もつかないため、これ以上の説明はいたしかねます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 田村 馨議員。

○4番（田村 馨） さて、今答弁いただきましたが、ここで被害者の方のケアについてちょっと再質問させていただきます。

今回被害に遭われた職員の方、これが原因かはちょっと分かりませんが、この方、3月いっぱい退職されると聞いております。

村として適切なケアをしてきたのか、ちょっと疑問を感じるころがあります。本当に親身になってケアしてきたと自信を持って言えるのでしょうか。

具体的な内容については個人情報に該当するおそれがありますので、自身の感想として、村長と総務課長に再度答弁を求めます。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

プライバシーに配慮してなかなかお答えしづらいんですが、私としては配慮いたしましたつもりですし、私なりにできる範囲はしたつもりです。

私なりにできる範囲をしたというのは、ここから先がプライバシーに関わるため、私としては、できる範囲が大変限られていたということになります。その職員さんとの関係性であったり、私の考え方、ハラスメント委員会の裁定結果、もろもろ含めて、私ができる範囲はいたしました。

ただ、できる範囲というのは抽象的で、どこまでができる範囲か否かというのは、この場で議論はできないと思いますので、私の所感としては、そのようにお答えさせていただきますが、田村議員にお伝えになっている方がどのようにお話しされているかはその方の個人的な所感ですので、その整合性は取れることはできないのかなというふうに思いますので、以上として答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） 私も被害者に対するケアにつきましては、本人のところに直接

参りまして、複数回相談等に乗らせていただきました。

良好な職場環境の構築にも、総務課長として努めてまいりましたので、被害者に対するケアとしては適切に務めてまいれたと考えております。

以上です。

○議長（古川元規） 田村 馨議員。

○4番（田村 馨） ケアの内容については了解をいたしました。

最後の再々質問をいたします。

今回のハラスメントの件なのですが、前回もそうでありましたが、一部の議員か、あるいはここにおられる全員の議員に来たのかちょっとまだ分かりませんが、一部には名前が入った記名のもの、ほとんどは無記名の、匿名のものでありますが、ハラスメント訴えるものが幾つも届いております。

この中身のうそか誠かについてはちょっと不明であります。ただ全てに共通して言えるものがあります。悲痛な訴えです。

アンケート調査が議会にだけでも公表されれば事実関係を確認することができるため、これまで実施されたアンケート結果について、再度であります。議会への公表と報告を再度、何度もしつこいようですが、お願いします。

この件について、答弁があればお願いします。

以上、私からはこの質問を最後に終わりたいと思います。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 先ほど山崎課長からの答弁にもありましたとおり、公表する予定はございません。

こちらのアンケートの内容については、参画いただいておりますコンサルタント会社の知見のノウハウが一応詰まった書類になりますので、まずは先生としては、なるべく公表、公開は避けてほしいという旨も聞いておりますし、あくまでこのアンケート自体も外部には出さないということで、職員の皆さんに取っておったかと記憶しております。

ですので、議会議員の皆様にも開示する予定はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川元規） 加藤智恵子議員。

○3番（加藤智恵子） 3番加藤智恵子です。私からは、通告のとおり、道路下のインフ

ラの安全性と維持管理計画についてと、舟橋村で生産されたお米の住民向け販売について、生活に密着した質問をさせていただきます。

まず、道路下のインフラについてお伺いします。

今年1月28日、埼玉県八潮市内で下水道管の老朽化や、上水道の破損による道路陥没、水没事故が発生しました。これらの事故を受け、舟橋村内の道路下に埋設されているインフラの安全性や維持管理状況についてお伺いします。

上下水道の現時点での点検・調査結果に基づく村内の上下水道管の老朽化状況と安全性についてと、今後の維持管理や更新計画についてお伺いします。

また、上下水道以外に、村内の道路下に埋設されている、例えばガス管やその他があれば、その管理主体とこれらのインフラの点検、メンテナンスの計画やリスク対策についてお伺いします。

次は、舟橋村産のお米の住民向けの販売についてです。

テレビニュースなどで、去年の夏頃、多くのスーパーでお米売場の商品がなくなり、入荷予定なしの札が張られたりして、それを見た消費者の間で不安が広がりました。

そして、舟橋村に転入してこられた非農家の子育て中の若いお母さんたちから、スーパーにお米がなくて、買えなくて本当に困った。舟橋村で生産されるお米を直接買うことはできないのかしらという、転入された方から多くの声が聞かれました。

そこで、村内で生産されたお米を、地元の農協に出荷するのと同程度の金額で購入できるような仕組みを設けることは可能でしょうか。例えば、生産者と連携して住民向けの直接販売会や予約販売制度などを実施することは考えられないでしょうか。

これに関しては、一部の生産組合などでは行われていると伺っています。

また、地元産のお米の購入ルート、方法について伺います。

ふるさと納税の返礼品としてではなく、村内産のお米を購入できる具体的な場所や方法があれば示していただきたいと思います。例えば農協、直売所、生産者との直接取引の可能性など、どのような選択肢があるのでしょうか。

地元で生産された安心で安全なお米を、地元住民が適正な価格で購入できる地産地消の仕組みが整えば、新しく舟橋村に転入してこられた住宅団地の非農家の若い子育て中の人たちの負担軽減につながるとともに、地元農業の活性化にも寄与すると考えられます。

これらの点について、舟橋村としてどのような取組が可能かお伺いします。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（古川元規） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 3 番加藤議員の、道路下のインフラの安全性と維持管理計画についての質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県 of 県道において、下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没が起き、トラック 1 台が巻き込まれるとともに、約 120 万人に下水道の使用自粛を呼びかけるなど、大きな影響が発生しました。当該道路陥没は、地下約 10 メーターに流域下水道幹線（口径 4.75 メーター、昭和 58 年整備）が埋設されており、下水道管の腐食等が原因と考えられております。

村の上下水道の安全性についてであります。簡易水道は地下約 1.2 メーター以内に埋設されており、また口径も 150 ミリメーターと大きくないので、埼玉県のような事象は、起きる可能性は低いと思われます。

また、下水道につきましては、村内の下水道管の管理を行っている中新川広域行政事務組合の下水道課に伺ったところ、去る 2 月 3 日に、管内の主要な幹線及び鉄筋コンクリートの管を目視による点検をし、異状はなかったと聞いております。

今後については、簡水につきましては、令和 7 年度に耐震化の計画を作成するべく予算計上しております。

その他の地下インフラについては、道路に埋設物を占用している業者が責任を持って管理していただくことが原則であります。地表から見て異状等があれば、管理者に連絡することとしております。

道路陥没に対するリスク対策についてですが、日常の目視点検を主に行い、住民からの小さな陥没等の情報に機敏に対応し、大きな事故を防ぎたいと考えております。

続きまして、舟橋村産のお米の住民向け販売についてお答えいたします。

現在、議員ご指摘のとおり、米の販売価格が高騰しております。米の生産に係るコストが 3 年前と比べて約 1.7 倍となっており、その他として流通経費等、米が消費者に行き届くまでに多くのコストがかかっていることが要因と思われます。また、米を、米の販売業者以外のバイヤーが投資目的で高値で直接農家から購入し、市場の動向をにらんで、市場に品不足な状態にし、高値で売買していることが大きな要因と聞いております。

米価格の高騰を受け、政府は 100 万トンの備蓄米のうち 21 万トンを放出する予定

で、本日３月１０日から行う初回の入札では、全国農業協同組合連合会などの大手集荷業者に対し１５万トンを売り渡すこととしております。今後も米価が注目されます。

地元住民が通常より抑えた価格で購入できるような仕組みづくりですが、農家から直接購入していただくことが一番だと思います。役場が仲介役となり、米の販売をあっせんすることは、ちょっと非現実的であります。理由は、ほとんどの農家の方が、米の出荷については、全量について農協さんが買い取る契約を結んでいるからであります。

ただ、村として、手をこまねているわけではありません。東芦原にある民間の農産物直売所「ベジポート」があります。村としては、農家さんが納める農産物販売の手数料２０％を負担する事業を実施しております。そのため、村の生産者は販売価格そのものが手元に入ります。

そこで、米を扱っていただけるように要望してまいります。少しでも農家の利益になるような、また住民の方にも安い農産物が入るように、米の販売にも力を入れていきますので、議員のご理解のほど、よろしくお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（古川元規） 加藤智恵子議員。

○３番（加藤智恵子） 今ほどは丁寧な答弁、ありがとうございました。

中で、質問といっても、東芦原のベジポートでちっちゃな小売、お※食堂さんのそういう小売は見たことがありますし、社協さんで、村から出しているご飯に関しては、裏を見ると５キロ入りなんですけども、昔で言う、ごめんなさい、新しい名前は忘れたんですけども、東和営農組合で５キロ入りのを村で買っているとか、そういうのがあって。

今日伺ったのは、意外と皆さんご存じないんですよね、どういうふうに買ったらいいか。そして、なかなか直接買えないので、そういうシステムを、希望が多くあるということ、農協さん……。

私たちにはどうしていいかわからないところがあるので、非農家は。それで、その辺を教えていただけたらなと思ひまして、今回ご質問させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（古川元規） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 加藤議員さんの再質問にお答えします。

うちのPR不足もありまして、米はなかなか流通しないというのもありましたので、東和さん——東和さんは今、うちのほうのふるさと納税の返礼品もしていただいております。東和さんの的には生産量がちょっと多くないものですから、なるべく多くしていた

だいて、後ろの議長にもお願いして、少しでも。

5キロはすぐ食べられると思うがで、10キロとか。販売の30キロはちょっと多いんですけど、それについてちょっと検討させていただきたいと思いますので、あとはPRをまたさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古川元規） ここで、暫時休憩いたします。休憩は11時25分までといたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の質問及び質疑はこれまでとします。

残 余 の 日 程 の 延 期

○議長（古川元規） お諮りいたします。本日の会議は、日程第1の残余については、次会に延期したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。これにて延会いたします。

午前11時30分 延会